

④ 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

別表十八 平二十七・四・一以後終了事業年度分

配 当 等 の 額 の 計 算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	税引前当期純利益金額	12	円	
	みなし配当等の額（出資等減少分配に係る部分の金額を除く。）	2		前期繰越損失の額	13		
	小 計 (1) + (2)	3		のれんの償却額	14		
	出資等減少分配の額	4		$(14) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$	15		
	同上に係るみなし配当等の額	5		負ののれん発生益の額	16		
	配 当 等 の 額 (3) - (4) + (5)	6		減 損 損 失 の 額	17		
	配 当 可 能 利 益 の 額 (7)	7		$(17) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$	18		
				買換特例圧縮積立金個別控除額の合計額 (32の計)	19		
				一時差異等調整積立金の積立額	20		
				控除済負ののれん発生益の額のうち当期加算額 (42の計)又は(45の計)	21		
				買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期加算額 (53の計)	22		
			一時差異等調整積立金取崩額	23			
			差 引 計 $(12) - (13) - (15) - (16) - (18) - (19) - (20) + (21) + (22) + (23)$ (マイナスの場合は0)	24			
			利 益 超 過 分 配 金 額	25			
			出 資 総 額 戻 入 金 額	26			
			配 当 可 能 利 益 の 額 (24) + (25) - (26)	27			
			所得金額合計 (別表四「33の①」)	10			
			支 払 配 当 の 損 金 算 入 額 (9)と(10)のうち少ない金額)	11			
買換特例圧縮積立金個別控除額の計算							
特 例 適 用 条 項	28	措法・震災特例法 第 条 第 項	措法・震災特例法 第 条 第 項	措法・震災特例法 第 条 第 項			
不 動 産 の 種 類	29					計	
買換特例圧縮積立金積立額	30	円		円		円	
控 除 限 度 割 合 (38)	31						
買換特例圧縮積立金個別控除額 (30) × (31)	32	円		円		円	
控 除 限 度 割 合 の 計 算							
譲渡利益金額の計算	33	円	譲渡利益金額 (33) - (36) (マイナスの場合は0)	37		円	
譲渡直前の帳簿価額	34		控 除 限 度 割 合 (37) (30の計)	38			
当期において譲渡した不動産の対価の額の合計額	35						
当期において譲渡した不動産の譲渡に要した費用の額の合計額 計 (34) + (35)	36						
控除済負ののれん発生益の額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算							
負ののれん発生益の発生事業年度	負ののれん発生益の額	$(39) \times \frac{\text{当期の月数}}{1,200}$	前期までの加算額の累計 (前期までの(40)の累計)	当期加算額 (40)と(39) - (41)のうち少ない金額)	不動産投資法人の特例 特定合併により移転を受けた土地等の合併時価額の総額 (43)のうち当期に譲渡又は消滅をした土地等の合併時価額		当期加算額 (39) × $\frac{(44)}{(43)}$
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
計							
買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算							
買換特例圧縮積立金の積立事業年度	不動産の種類	買換特例圧縮積立金個別控除額	前期までの加算額の累計 (前期までの(53)の累計)	差引残額 (47) - (48)	取崩額の内訳 目的取崩額 分配目的取崩額	貸借対照表に計上されている買換特例圧縮積立金	当期加算額 (49) × $\frac{(50) + (51)}{(50) + (52)}$
・	46	円	円	円	円	円	円
・							
・							
計							

別表十（八）の記載の仕方

- 1 この明細書は、投資法人が措置法第67条の15第1項（投資法人に係る課税の特例）又は平成27年改正前の措置法第67条の15第1項（投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「みなし配当等の額（出資等減少分配に係る部分の金額を除く。） 2」及び「出資等減少分配の額 4」の各欄の記載に当たっては、投資法人の平成27年4月1日前に開始した事業年度にあつては、「出資等減少分配」とあるのは、「利益超過分配」として記載します。
- 3 「のれんの償却額 14」から「 $(17) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$ 18」までの各欄は、投資法人の平成27年4月1日前に開始した事業年度についてのみ記載します。
- 4 「 $(14) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$ 15」及び「 $(17) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$ 18」の各欄は、当期が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条（課税事業年度）に規定する課税事業年度である場合には「又は70」を消し、その他の場合には「80又は」を消します。
- 5 投資法人において平成27年度改正省令附則第22条第2項（投資法人に係る課税の特例に関する経過措置）に規定する経過措置積立額がある場合には、「一時差異等調整積立金の積立額 20」には当該経過措置積立額を含めて記載し、「控除済負ののれん発生益の額のうち当期加算額 21」には当該経過措置積立額を記載します。
- 6 「不動産投資法人の特例」の各欄は、平成27年改正前の措置法規則第22条の19第6項（投資法人に係る課税の特例）に規定する不動産投資法人が同条第5項の規定の適用を受ける場合に記載します。